

伝えること・伝えあいを通じて 保護者と指導員の理解を深めよう

編集部

学

童保育は、一人ひとりの子どもにとつて、必要な期間、自ら進んで通いつづけることができ、安心して過ごせる「生活の場」であることが必要です。

保護者に子どもの様子をはじめとする必要な情報を日常的に「伝えること」とは、指導員の大切な仕事のひとつです。そして、「伝えること」を通じて、指導員



と保護者が日常的に子どもの様子や「伝えあう関係」を築くことは、

子どもの成長に関して共通理解を図るとともに、子どもを理解する際の視野が広がることにもつながります（くわしくは後述）。

私たちはこのことも含め、子ども・指導員・保護者が共に行う「子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な営み」を「生活つくり」と呼んで大切にしていきたい。

* * *

国が二〇一五年に定めた厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（現在は内閣府令）では、「保護者との連絡」について、つぎのように定めています。

「第一九条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない」

指導員にとつては、「学童保育での子どもの様子」「指導員と子どもたちの様子」を伝えることを通じて保護者の理解を得ることは、両者の協力関係を築くことにつながります。

このことは保護者にとつても、学童保育での子どもの様子や指導員の関わりを知り、理解する手助けになるとともに、子どもの成長に気づいたり、子どもを理解する視野が広がる機会にも

つづきは本誌をこらんでください